

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成25年1月4日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村※1		—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそて(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洗川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館村の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢岐枝村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

\*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及原町区大原字と田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楳葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村、御宿町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、猪俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区行原町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)。

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師原、原町区片倉字平井原大字田城の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、猪俣町、富岡町、大熊町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村及び飯館村

\*4 アイナメ、アカガレイ、アシタガニ、イカナゴ（稚魚を除く。）、インガレイ、ウスメバル、ウミナゴ、エイソイ/アイナメ、キツネメバル、クロソイシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コニカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフサ、シロメバル、スコトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガングフ、ヒラマ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マガレイ、マゴチ、マダラ、マツカツ、ムシガレイ、ムラサイ、メイタガレイ、ビノスガレイ

※5. 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及びトヨタ畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年1月4日 現在)

青森県		出荷制限	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、階上町	
岩手県		出荷制限	
野菜類		原木クリタケ(露地栽培) 原木シイタケ(露地栽培) 原木ナメコ キノコ類(野生のものに限る。) タケノコ こしあぶら ぜんまい せり(野生のものに限る。) わらび(野生のものに限る。)	一関市、奥州市 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 一関市、奥州市 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 一関市、奥州市、住田町 一関市、奥州市 陸前高田市、奥州市
雄		大豆 二戸市(旧鶴清水村の区域に限る。)	
穀類		ソバ 盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一戸市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)	
水産物		クロダイ スズキ マダラ イワナ(養殖を除く。) ウグイ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
肉		牛の肉* シカの肉 クマの肉 ヤマドリの肉 全域 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	
宮城県		出荷制限	
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) タケノコ キノコ類(野生のものに限る。) くさそでつ(こごみ) こしあぶら ぜんまい 栗原市、大崎市	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡町、色麻町、加美町、南三陸町 白石市、栗原市、丸森町 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 気仙沼市、大崎市、丸森町
雄		大豆 栗原市(旧金成村の区域に限る。)	
穀類		ソバ 栗原市(旧金成村の区域に限る。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)	
水産物		ヒカンフグ ヒラメ クロダイ スズキ マダラ イワナ(養殖を除く。) ヤマメ(養殖を除く。) ウグイ 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二追川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)	
肉		牛の肉* イノシシの肉 クマの肉 全域 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	全域	
茨城県		出荷制限	
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 原木シイタケ(施設栽培) タケノコ こしあぶら(野生のものに限る。) イカレイ コモンカスペ シロメハリ スズキ ニベ マダラ ヒラメ アメリカナマズ(養殖を除く。) キンブナ(養殖を除く。) ウナギ イノシシの肉	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 土浦市、鉾田市、茨城町 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	茶	全域 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。	
栃木県		出荷制限	
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 原木シイタケ(施設栽培) 原木クリタケ(露地栽培) 原木ナメコ(露地栽培) キノコ類(野生のものに限る。) タケノコ (さそでつ(こごみ) こしあぶら(野生のものに限る。) さんしょう(野生のものに限る。) ぜんまい(野生のものに限る。) たらのめ(野生のものに限る。) わらび(野生のものに限る。) クリ	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 大田原市、那須塩原市、那須町 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 日光市、那須町 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 鹿沼市、大田原市 大田原市、那須塩原市、那須町 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) イワナ(養殖を除く。) ヤマメ(養殖を除く。)
水産物		栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
肉		牛の肉* イノシシの肉 シカの肉 全域 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。	
その他	茶	鹿沼市、大田原市	

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年1月4日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	埼玉町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原本シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原本シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月4日現在

※  の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月4日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月4日現在

青森県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 十和田市、南上町 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.2.27～H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町雄勝岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木りたけ(露地栽培)	H24.6.31～: 一関市、盛岡市 H24.11.2～: 二戸市、盛岡市 H24.6.13～: 陸前高田市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.6.31～: 一関市、盛岡市、平泉町、大船渡市 H24.11.7～: 一戸市、北上市、雄勝町、釜石市、山田町 H24.5.10～: 盛岡市
水産物	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.19～: 大船渡市、釜石市 H24.10.23～: 駿崎高田市 H24.11.2～: 二戸市、盛岡市 H24.10.11～: 一戸市、駿崎高田市、平泉町 H24.10.19～: 釜石市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～: 青森市 H24.11.29～: 大船渡市、金ケ崎町 H24.5.10～: 盛岡市
野菜類	こしあぶら	H24.5.15～: 釜石市 H24.5.19～: 住田町
野菜類	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～: 一戸市、盛岡市
野菜類	せんまい	H24.5.19～: 一戸市、盛岡市
野菜類	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.19～: 青森市、駿崎高田市
野菜類	大豆	H25.1.4～: 一戸市(旧鶴清水村の区域に限る。)
野菜類	ソバ	H24.12.12～: 駿崎市(旧深川村の区域に限る。)、一戸市(旧大船渡市)の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	スズキ	H24.11.30～: 駿崎市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.9～: 駿河川(支流を含む。)及び衣川(支流を含む。)
水産物	ウグイ	H24.5.11～: 岩手県内の北上川(支流を含む。)及び北上川の下流域(支流を含む。)、石狩被ダムの上流、石狩ダムの上流、入船ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田端ダムの上流、石狩ダムの上流、石狩ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
野菜類	牛の肉	H23.8.1～: 全域
野菜類	肉(クマの肉)	H24.9.10～: 全域
野菜類	シカの肉	H24.7.28～: 全域
野菜類	シマリの肉	H24.10.22～: 全域
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 黒川市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.10～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 黒川町 H24.4.1～: 七ヶ宿町 H24.4.11～: 七ヶ宿町、南三陸町 H24.4.12～: 黒川町 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 鎌ヶ崎市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、喜多方市 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大崎市、大町市 H24.4.27～: 大崎市、黑川市 (さそてつ(こごみ))
野菜類	こしあぶら	H24.5.9～: 気仙沼市 H24.5.11～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大崎市
野菜類	せんまい	H24.5.17～: 大崎市
野菜類	大豆	H25.1.4～: 黒川市(旧金田村の区域に限る。)
野菜類	ソバ	H24.11.19～: 黒川市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
野菜類	(北上川の区域に限る。)	H24.12.14～: 大崎市(北上川の区域に限る。)
水産物	クロダイ	H24.6.28～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	スズキ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.4.12～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川の支流六浦の上流。(支流を含む。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川(大東ダムより上流)、(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、海川及びその支流並びに彦川4号橋梁の上流を除く。)
水産物	ウグイ	H24.5.24～: 三道川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)ただし、セキ電ダムの上流を除く。)
水産物	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)及び二戸川のうら磐梯ダムの上流。(支流を含む。)
水産物	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
水産物	ヒガシフグ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社巻半島最大高潮時海岸線に囲まれた海域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)
野菜類	カキナ	H23.3.21～6.1解除: 北茨城県、高萩市
野菜類	バセリ	H23.3.23～4.17解除: 全域
野菜類	タケノコ	H24.4.6～: 茨城県、常総市、猿島市、牛久市、喜多方市、猿島町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東茨城郡 H24.5.14～: 行方市、鉾田市、牛久市 H23.11.10～: 茨城大洗市、阿見町 H24.4.6～: 常総大洗市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、茨城県立
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 茨城市、猿島町
野菜類	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 茨城市、猿島町
野菜類	こあぶら	H24.4.2～: 日立市、常総市(野生のものに限る。)
野菜類	イシガレイ	H24.7.3～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	シロメバツ	H24.4.19～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	ニペ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	マダラ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	コモンカスベ	H24.6.17～: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	アリカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 霧ヶ浦、北浦及び外浦漁港並びにこれらの漁港に隣接する阿川並びに常陸利根川
野菜類	ギンブナ	H24.4.17～: 霧ヶ浦、北浦及び外浦漁港並びにこれらの漁港に隣接する阿川並びに常陸利根川(漁港を除く。)
野菜類	ウナギ	H24.5.7～: 霧ヶ浦、北浦及び外浦漁港並びにこれらの漁港に隣接する阿川並びに常陸利根川並びに茨城県内の利根川(支流を含む。)
肉	イシガレイの肉	H23.12.21～: 部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシガレイの肉を除く。)
茶		H23.8.2～: 以下の地域以外。
茶		H23.8.2～10.18解除: 古河市、常葉市、八千代町、猪町
茶		H23.8.2～H24.4.9解除: 大子町
茶		H23.8.2～H24.3.20解除: 常陸大宮市、常陸大宮市、茨城県、城里町
茶		H23.8.2～H24.6.5解除: 錦町
茶		H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市
茶		H23.6.2～H24.20解除: 高萩市
茶		H23.6.2～H24.12解除: 日立市
茶		H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市

※の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成25年1月4日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.21解除: 全域	
カキナ	H24.8.2～: 芽木市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川原市 H24.8.2～: 那須塩原市 H24.8.8～: 大田原市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塩谷町 H24.10.12～: 那須烏山市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 天板市 H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市	
タケノコ	H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川原町 H24.4.13～: 鹿沼市、壬生町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.3.29～: さくら市 H24.6.6～: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町 H24.11.29～: 日光市	
野菜類	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.7～: 大田原市、那須市 H23.11.14～: 佐野市、鹿沼市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.1.5～: 伊賀原町 H24.1.8～: 塩谷町 H24.1.10～: 壬生町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 天板市、矢板市 H24.10.22～: 佐野市 H24.11.12～: 鹿沼市 H24.11.18～: 壬生町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.3～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.6～: 佐野市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。)	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.18～: 大田原市 H24.5.20～: 天板市 H24.10.22～: 佐野市 H24.11.12～: 鹿沼市 H24.11.18～: 壬生町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市	
くさそでつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.2～: 佐野市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。)	
さんしゅう(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.18～: 大田原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.4～: 大田原市、矢板市 H24.5.2～: 伊賀原町 H24.5.5～: 塩谷町	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.2～: 大田原市、那須市 H24.5.5～: 伊賀原町 H24.5.7～: 塩谷町	
わらひ(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.6.14～: 那須塩原市、那須町 H24.6.19～: 大田原市	
クリ	H24.5.17～: 大田原市 H24.6.20～: 鹿沼市 H24.6.20～: 大田原市(うち鳥居川のうち)及川市足利市内の区間(支流を含む。ただし、鹿沼川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.10～: 天板市(支流を含む。) H24.8.20～: 鹿沼市(支流を含む。) H24.8.20～: 鹿沼市(支流を含む。)及び栃木県内の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
水産物	H24.8.10～: 栃木県内の那須川のうち)及川市足利市内の区間(支流を含む。ただし、鹿沼川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.10～: 天板市(支流を含む。) H24.8.20～: 鹿沼市(支流を含む。)	
イナ(養殖を除く。)	H24.6.20～: 鹿沼県内の那須川のうち)及川市足利市内の区間(支流を含む。)	
ウカイ(養殖を除く。)	H24.5.7～: 武蔵川(支流を含む。)及び栃木県内の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.2～: 全域	
肉	H23.12.2～: 全域	
イノシシの肉	H23.1.25～解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
シカの肉	H23.1.25～: 全域	
その他	H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桜木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.28解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.26解除: 全域 H24.2.25～: 伊那市、東吾妻町、塩谷町 H24.10.10～: 鹿沼市 H24.10.18～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 鹿沼川のうち塙原橋から東京電力株式会社佐久発電所至燕川取水施設までの区間(支流を含む。)、小川川(支流を含む。)及び篠ノ木川(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 鹿沼川(支流を含む。) H24.6.8～: 鹿沼県内の那須川のうち)及川市足利市内の区間(支流を含む。)及び篠原川(支流を含む。)	
水生生物	H24.6.8～H24.11.9解除: 猪川のうち)川田橋の上流(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.10.10～: 全域	
肉	H24.8.10～: 全域	
シカの肉	H24.11.14～: 全域	
その他	H23.6.30～: 渋川市 H23.6.30～H24.5.29解除: 桜木市	
埼玉県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 那須町、猪俣町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.8～: 鹿沼町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼市、香取市、多古町	
ジョンボウ、テンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼市	
バカリ	H23.4.4～4.22解除: 埼市	
セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼市	
タケノコ	H24.4.5～: 香取市、本厚木市 H24.4.5～: 香取市、猪俣町 H24.4.11～: 埼市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 那珂川市 H24.4.19～: 三山町	
鹿産物	H23.10.11～: 香取市、猪沼市 H23.11.18～: 鹿沼市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 日西市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 三山町 H24.5.16～: 山武市 H24.11.14～: 香取市 H24.5.18～: 山武市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.11.14～: 香取市 H24.12.14～: 香取市	
水産物	H24.7.1～: 半寅沼及び半寅沼に流入する河川(支流を含む。)、半寅川(支流を含む。)	
肉	H24.4.11.5～: 全域	
その他	H23.6.2～H24.5.29解除: 野田市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、埼玉市、山武市	
神奈川県		出荷制限
茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.4解除: 爱川町、山川町 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.10解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 清水原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5～: 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)	
山梨県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
鹿産物	H24.9.20～: 藤井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小瀬町、南牧村 H24.10.1～: 佐久市	
静岡県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.6～: 静岡市、小山町	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する実績：平成25年1月4日現在